

取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新・旧規定対照表
(下線の部分は改正箇所)

新	旧																								
<p>(社内記録の作成<u>及び</u>保存等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 取引参加者は、前項のほか、インターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要なものとして本所が定める情報を本所が定めるところにより取得し、保存するものとする。</u></p>	<p>(社内記録の作成<u>、</u>保存)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(新設)</p>																								
<p>付 則</p> <p>この規則は、平成24年1月1日から施行する。</p>																									
<p>別表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>	<p>別表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">銘 柄</th> <th style="text-align: center;">顧 客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 ～ 4</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td><td>当該取引参加者が重 要事実等の公表前に 売買を行った銘柄</td><td>特定の銘柄について、 重要事実等の公表前 に売買を行った顧客 のうち、売買状況等か ら内部者取引を行っ た疑いのある顧客</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 ・ 7</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 上記1から4までについては、取引参加者が売買を行った全ての銘柄について、売買審査の対象となる顧客を抽出することができる。 2 上記5に規定する重要事実等とは、法第166条第1項に規定する重要事実及び法第167条第3項に規定する公開買付け等事実をいう。 3・4 (略)</p>		銘 柄	顧 客	1 ～ 4	(略)	(略)	5	当該取引参加者が重 要事実等の公表前に 売買を行った銘柄	特定の銘柄について、 重要事実等の公表前 に売買を行った顧客 のうち、売買状況等か ら内部者取引を行っ た疑いのある顧客	6 ・ 7	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">銘 柄</th> <th style="text-align: center;">顧 客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 ～ 4</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td><td>当該取引参加者が重 要事実の公表前に売 買を行った銘柄</td><td>特定の銘柄について、 重要事実の公表前に 売買を行った顧客の うち、売買状況等から 内部者取引を行った 疑いのある顧客</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 ・ 7</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 上記1から4については、取引参加者が売買を行った全ての銘柄について、売買審査の対象となる顧客を抽出することができる。 (新設) 2・3 (略)</p>		銘 柄	顧 客	1 ～ 4	(略)	(略)	5	当該取引参加者が重 要事実の公表前に売 買を行った銘柄	特定の銘柄について、 重要事実の公表前に 売買を行った顧客の うち、売買状況等から 内部者取引を行った 疑いのある顧客	6 ・ 7	(略)	(略)
	銘 柄	顧 客																							
1 ～ 4	(略)	(略)																							
5	当該取引参加者が重 要事実等の公表前に 売買を行った銘柄	特定の銘柄について、 重要事実等の公表前 に売買を行った顧客 のうち、売買状況等か ら内部者取引を行っ た疑いのある顧客																							
6 ・ 7	(略)	(略)																							
	銘 柄	顧 客																							
1 ～ 4	(略)	(略)																							
5	当該取引参加者が重 要事実の公表前に売 買を行った銘柄	特定の銘柄について、 重要事実の公表前に 売買を行った顧客の うち、売買状況等から 内部者取引を行った 疑いのある顧客																							
6 ・ 7	(略)	(略)																							